

議案第 4 2 号

三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例（平成 27 年 3 月三宅町条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和元年 9 月 4 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例
の一部を改正する条例

三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例（平成 27 年 3 月
三宅町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」の次に、「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加える。

第 1 条、第 4 条及び第 5 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 5 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例(平成27年条例第21号)新旧対照表

改正後（案）	現行
○三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の利用者負担額等を定める条例 （趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規程により、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める額（以下「利用者負担額」という。）を定めるものとする。 （利用者負担額の減免） 第4条 町長は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき利用者負担額を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。 （延長保育に係る利用者負担） 第5条 町長は、町が設置する特定教育・保育施設において別に定めるところにより実施する延長保育を受けた<u>教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者</u>から別に定める利用負担額を徴収する。	○三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例 （趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規程により、<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める額（以下「利用者負担額」という。）を定めるものとする。 （利用者負担額の減免） 第4条 町長は、<u>支給認定保護者</u>が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき利用者負担額を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。 （延長保育に係る利用者負担） 第5条 町長は、町が設置する特定教育・保育施設において別に定めるところにより実施する延長保育を受けた<u>支給認定子どもの支給認定保護者</u>から別に定める利用負担額を徴収する。